

日向市介護予防・日常生活支援総合事業に関する Q&A

令和 8 年 2 月 20 日版

1 サービスコードの利用法について

【問】 通所型サービス 22 (A6 1123) 等の 1 回ごとの単価を定めてサービスを利用するサービスコードと、1 週当たりの利用回数を定めて月額でサービスを利用するサービスコードはどのように使い分けるのか。

(答)

現状、日向市では 1 週当たりの利用回数を定めて月額でサービスを利用するサービスコードが利用されています。

一方で 1 回ごとの単価を定めてサービスを利用する場面としては、以下の例が想定されます。

- ・要支援 2 の利用者が週 1 回訪問型または通所型サービスを利用する場合。
- ・2 週に 1 回等、訪問型または通所型サービス利用が週 1 回未満で計画を立てる場合。
- ・第 1 週に 2 回、第 2 週に 1 回等、週ごとに訪問型または通所型サービスの利用回数が偏る場合。

以上の例に当てはまらない場合は原則として 1 週当たりの利用回数を定めて月額でサービスを利用いただくこととなりますが、その他の事例で 1 回ごとの単価を定めてサービスを利用する場合は、高齢者あんしん課にご相談ください。